

訪問看護 ご利用料金【介護保険】

2級地 11,12円

基本項目		単位数	利用料金			備考	
			負担1割	負担2割	負担3割		
看護師の場合 (1回につき) 准看護師による訪問 の場合(90%)	訪問看護	314	350円	699円	1,048円	20分未満のサービス1回あたり	
		471	524円	1,048円	1,572円	30分未満のサービス1回あたり	
		823	916円	1,831円	2,746円	30分以上1時間未満のサービス1回あたり	
		1,128	1,255円	2,509円	3,763円	1時間以上1時間30分未満のサービス1回あたり	
	介護予防 訪問看護	303	337円	674円	1,011円	20分未満のサービス1回あたり	
		451	502円	1,003円	1,505円	30分未満のサービス1回あたり	
		794	883円	1,766円	2,649円	30分以上1時間未満のサービス1回あたり	
		1,090	1,212円	2,424円	3,636円	1時間以上1時間30分未満のサービス1回あたり	
理学療法士 の場合	訪問看護	294	327円	654円	981円	1回あたり20分以上 *1日に3回以上訪問する場合、1回につき90/100を算定	
		265	295円	590円	884円	1回あたり20分以上 *注1) *1日に3回以上訪問する場合、1回につき90/100を算定	
	介護予防 訪問看護	254	316円	632円	948円	1回あたり20分以上 *1日に3回以上訪問する場合、1回につき50/100を算定 *利用開始月から12月超えた場合、1回につき15単位減産	
		142	158円	346円	474円	1回あたり20分以上 *注1) 1日に3回以上訪問する場合、1回につき50/100を算定 *利用開始月から12月超えた場合、1回につき15単位減産	
加算項目		単位数	利用料金			備考	
			負担1割	負担2割	負担3割		
☐	特別管理加算(Ⅰ)※3	500	556円	1,112円	1,668円	特別な管理が必要な利用者が 計画的な管理を受けた場合(1月につき)	*状態
☐	特別管理加算(Ⅱ)※4	250	278円	556円	834円		
☐	初回加算(Ⅰ)	350	390円	779円	1,168円	新規利用時、退院・退所した日に訪問看護を行った場合 *新規は2か月間利用なく再開、要介護→要支援の変更含む	
☐	初回加算(Ⅱ)	300	334円	668円	1,001円	新規利用時、退院・退所した翌日以降に訪問看護を行った場合 *新規は2か月間利用なく再開、要介護→要支援の変更含む	
☐	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	668円	1,335円	2,002円	電話等により常時対応可能で、計画外の緊急訪問を必要に応じて行う体制(1月につき) 亡くなられた日及び亡くなられた日の前14日以内に	
☐	ターミナルケア加算	2,500	2,780円	5,560円	8,340円	亡くなられた日および亡くなられた日の前14日以内に 2日以上ターミナルケアを行った場合	
☐	退院時共同指導加算	600	668円	1,335円	2,002円	退院・退所の利用者に対して主治医と連携して在宅生活における指導を行い、	
☐	長時間訪問看護加算	300	334円	668円	1,001円	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間～1時間30分未満の訪問を	
☐	複数名訪問加算(Ⅰ)	254	283円	565円	848円	30分未満(1回につき)看護師2名での訪問	
☐		402	447円	894円	1,341円	30分以上(1回につき)看護師2名での訪問	
☐	複数名訪問加算(Ⅱ)	201	224円	447円	671円	30分未満(1回につき)看護師・看護補助者での訪問	
☐		317	353円	705円	1,058円	30分以上(1回につき)看護師・看護補助者での訪問	
☐	看護・介護職員連携強化加算	250	278円	556円	834円	喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合(1月に1回)	
☐	口腔連携強化加算	50	56円	112円	167円	口腔の健康状態の評価を実施した際、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果を情報提供した場合(1月に1回)	
☐	夜間・早朝加算、深夜加算 夜間(午後6時～午前10時まで)・早朝(午前6時～午前8時まで)は1回につき所定単位数の25%割増し加算されます。 深夜(午後10時～午前6時まで)は1回につき所定の単位数の50%割増し加算されます。 (ただし、初回の緊急時訪問に限り割増料金の加算はございません。)						
*注1) 事業所での前年度のリハの訪問数が看護を上回る場合、または、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算の、いずれも算定していない場合。 *特定の条件を満たすことで、上記の加算項目(追加される費用)がございます。 *実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生する場合がございます。							
その他の費用		金額				備考	
交通費		無料				通常の訪問実施地域への訪問	
キャンセル料		4,000円				サービス提供の前日17時までには連絡がない場合	

- ・本表の表示金額は、負担割合「1割」～「3割」の場合となります。
- ・料金の計算は、1か月の単位合計に地域区分短歌をかけたものとなるため、料金表とは多少異なる場合があります。

訪問看護 ご利用料金【医療保険】

基本項目			料金	利用料金負担額			備考	
				1割	2割	3割		
訪問看護基本療養費Ⅰ 訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 同一日に2人迄の場合	※1		5,500円	550円	1,100円	1,650円	週3日目まで（理学療法士は週4日目以降も）	
			6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降（看護師・保健師のみ）	
	※2		5,050円	505円	1,010円	1,515円	週3日目まで	
			6,050円	605円	1,210円	1,815円	週4日目以降	
訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 同一日に3人以上の場合	※1		2,780円	278円	556円	834円	週3日目まで（理学療法士は週4日目以降も）	
			3,280円	328円	656円	984円	週4日目以降（看護師・保健師のみ）	
	※2		2,530円	253円	506円	759円	週3日目まで	
			3,030円	303円	606円	909円	週4日目以降	
訪問看護基本療養費Ⅲ			8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中の外泊時における訪問	
訪問看護管理療養費			7,670円	767円	1,534円	2,301円	月の初日	
訪問看護管理療養費 1			3,000円	300円	600円	900円	月の2日目以降 （同一建物居住者7割未満かつ、所定の条件を満たす事業所）	
訪問看護管理療養費 2			2,500円	250円	500円	750円	月の2日目以降	
加算項目			料金	利用料金負担額			備考	
				1割	2割	3割		
☐	24時間対応体制加算	イ	6,800円	680円	1,360円	2,040円	電話等により常時対応可能で、緊急訪問を必要に応じて行う体制（1月につき）	
☐	特別管理加算	(Ⅰ)※3	2,500円	250円	500円	750円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合（1月につき）	＊状態
		(Ⅱ)※4	5,000円	500円	1,000円	1,500円		
☐	退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円	入院・入所中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導を行った場合	
☐	特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円	特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導を行った場合	
☐	退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合	
			8,400円	840円	1,680円	2,520円	上記の場合で、厚生労働大臣が定める長時間訪問を要す利用者に対し、長時間指導を行った場合（複数回の合計時間でも可）	
☐	在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円	医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い利用者または家族に指導を行った場合	
☐	在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円	関係する医療従事者とカンファレンスを行い共同で療養上の必要な指導を行った場合（月2回まで）	
☐	看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円	喀痰吸引等を行う介護職員の支援を行った場合	
☐	難病等複数回訪問加算(2回／日)		4,500円	450円	900円	1,350円	難病等や特別訪問看護指示所を受けて1日に複数回サービスを提供した場合	
☐	同一建物居住者 同一日に3人以上の場合		4,000円	400円	800円	1,200円		
☐	難病等複数回訪問加算(3回／日)		8,000円	800円	1,600円	2,400円		
☐	同一建物居住者 同一日に3人以上の場合		7,200円	720円	1,440円	2,160円		
☐	緊急訪問看護加算	Ⅰ	2,650円	265円	530円	795円	主治医の指示で緊急訪問を行った場合（月14日目まで）	
☐		Ⅱ	2,000円	200円	400円	600円	主治医の指示で緊急訪問を行った場合（月15日目以降）	
☐	長時間訪問看護加算 ※5		5,200円	520円	1,040円	1,560円	1回の訪問時間が90分を超えた場合（週1回）	
☐	乳幼児加算		1,300円	130円	260円	390円	6歳未満の乳幼児や・幼児に対してサービスを提供した場合 ＊厚生労働大臣が定める条件に該当する場合1,800円を算定	
☐			1,800円	180円	360円	540円		
☐	複数名訪問看護加算 ※6		4,500円	450円	900円	1,350円	看護師等(週1回まで)	
			3,800円	380円	760円	1,140円	准看護師等(週1回まで)	
			3,000円	300円	600円	900円	その他の職員（週3回まで）※7①～③：6,000円/1日2回、10,000円/1日3回以上	
	同一建物居住者 同一日に3人以上の場合		4,500円	450円	900円	1,350円	看護師等(週1回まで)	
			3,400円	340円	680円	1,020円	准看護師等(週1回まで)	
			2,700円	270円	540円	810円	その他の職員（週3回まで）※7①～③：5,400円/1日2回、9,000円/1日3回以上	
☐	早朝・夜間訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円	早朝（6～8時）、夜間（18～22時）の訪問	
☐	深夜訪問看護加算		4,200円	420円	840円	1,260円	深夜（22時～6時）の訪問	
☐	訪問看護情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		1,500円	150円	300円	450円	利用者の居住地を管轄する市区町村の求めに応じ提供したサービスに関する情報を提供する場合	
☐	訪問看護ターミナル療養費		18,000円	1,800円	3,600円	5,400円	亡くなられた日及び亡くなられた日の前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（退院日の訪問を含む）	
☐	訪問看護医療DX情報活用加算		50円	10円	10円	15円	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に(1月につき)	
☐	訪問看護 ベースアップ評価料	Ⅰ	780円	78円	156円	234円	厚生労働大臣が定める基準に基づいて、医療従事者の賃金の改善を実施すること	
☐		Ⅱ	10～500円	-	-	-		
＊特定の条件をみたすことで、上記の加算（追加される費用）がございす。								
その他の費用			金額			備考		
交通費			無料			通常の訪問実施地域への訪問		
キャンセル料			無料			予定がわかり次第、早めの連絡をお願いします		

・利用者負担料金は月ごとに計算し、定められている負担割合にてお支払いさせていただきます。

精神科訪問看護 ご利用料金【医療保険】

基本項目			料金	利用料金負担額			備考	
				1割	2割	3割		
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 精神科訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 同一日に2人迄の場合			5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日目まで 30分以上	
			4,250円	425円	850円	1,275円	週3日目まで 30分未満（医師の指示に基づく）	
			6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降 30分以上	
			5,100円	510円	1,020円	1,530円	週4日目以降 30分未満（医師の指示に基づく）	
精神科訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 同一日に3人以上の場合			2,780円	278円	556円	834円	週3日目まで 30分以上	
			2,130円	213円	426円	639円	週3日目まで 30分未満（医師の指示に基づく）	
			3,280円	328円	656円	984円	週4日目以降 30分以上	
			2,550円	255円	510円	765円	週4日目以降 30分未満（医師の指示に基づく）	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ			8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中の外泊時における訪問	
訪問看護管理療養費			7,670円	767円	1,534円	2,301円	月の初日	
訪問看護管理療養費 1			3,000円	300円	600円	900円	月の2日目以降 （同一建物居住者7割未満かつ、所定の条件を満たす事業所）	
訪問看護管理療養費 2			2,500円	250円	500円	750円	月の2日目以降	
加算項目			料金	利用料金負担額			備考	
				1割	2割	3割		
□	特別管理加算	(Ⅰ)※3	5,000円	500円	1,000円	1,500円	特別な管理が必要な利用者が 計画的な管理を受けた場合（1月につき）	＊状態
		(Ⅱ)※4	2,500円	250円	500円	750円		
□	退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円	入院・入所中に主治医等と共同して 在宅での療養上の指導を行った場合	
□	特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円	特別管理加算の要件に該当する利用者に対し 退院時共同指導を行った場合	
□	退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合	
			8,400円	840円	1,680円	2,520円	上記の場合で、厚生労働大臣が定める長時間訪問を要す利用者に対し、 長時間指導を行った場合（複数回の合計時間でも可）	
□	在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円	医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い 利用者または家族に指導を行った場合	
□	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円	関係する医療従事者とカンファレンスを行い 共同で療養上の必要な指導を行った場合（月2回まで）	
□	看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円	喀痰吸引等を行う介護職員の支援を行った場合	
□	長時間精神科訪問看護加算 ※5		5,200円	520円	1,040円	1,560円	1回の訪問時間が90分を超えた場合（週1回）	
□	複数名精神科訪問看護加算 ※精神科訪問看護指示書に、 複数名訪問の必要性と理由の記載があること ※30分以上の訪問に際する		4,500円	450円	900円	1,350円	看護師等 9,000円／1日2回、14,500円／1日3回以上	
			3,800円	380円	760円	1,140円	准看護師等 7,600円／1日2回、12,400円／1日3回以上	
			3,000円	300円	600円	900円	看護補助者、精神保育士（週1回まで）	
	同一建物居住者 同一日に3人以上の場合		4,500円	450円	900円	1,350円	看護師等 8,100円／1日2回、13,000円／1日3回以上	
			3,400円	340円	680円	1,020円	准看護師等 6,800円／1日2回、11,200円／1日3回以上	
			2,700円	270円	540円	810円	看護補助者、精神保育士（週1回まで）	
□	早朝・夜間訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円	早朝（6～8時）、夜間（18～22時）の訪問	
□	訪問看護情報提供療養費 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		1,500円	150円	300円	450円	利用者の居住地を管轄する市区町村の求めに応じ 提供したサービスに関する情報を提供する場合	
□	訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で	
□	訪問看護	Ⅰ	780円	78円	156円	234円	厚生労働大臣が定める基準に基づいて、 医療従事者の賃金の改善を実施すること	
□	ベースアップ評価料	Ⅱ	780円	78円	156円	234円		
＊特定の条件をみたすことで、上記の加算（追加される費用）がございます。								
その他の費用			金額				備考	
交通費			無料				通常の訪問実施地域への訪問	
キャンセル料			無料				予定がわかり次第、早めの連絡をお願いします	

・利用者負担料金は月ごとに計算し、定められている負担割合にてお支払いさせていただきます。

訪問看護 ご利用料金表【自費サービス】

	看護師による訪問		
☐	30分以内	5,000円	1回につき、30分未満
☐	60分以内	9,000円	1回につき、30分以上1時間未満
☐	60分以内（夜間18-22時、早朝6-11時）	11,500円	1回につき、30分以上1時間未満
☐	60分以内（深夜22-6時）	13,500円	1回につき、30分以上1時間未満
☐	特別管理料	5,000円	1 特別な医学的管理が必要な方について発生する料金となります。 要件は医療保険の特別管理加算！・Iの算定要件に則ります。
☐	特別管理料（月額）	2,500円	
	状態（ ）		
☐	24時間対応体制（月額）	6,000円	お電話による24時間対応体制を組むサービスとなります。 商問に対しては、訪問時間に応じたご利用料金が別途必要となります。 看護師、もしくは准看護師が対応致します。
☐	エンゼルケア	18,000円	ご逝去された際の処置サービスとなります。 看護師、もしくは准看護師が対応致します。

	理学療法士による訪問		
☐	20分以内（当社サービスとの併用）	2,400円	介護保険にて当社訪問サービス（理学療法士等による40分の訪問）をご利用されている方限定の20分延長サービスとなります。
☐	40分以内	6,500円	1回40分以内のサービスとなります
☐	60分以内	9,000円	1回60分以内のサービスとなります

訪問看護基本療養費	※1 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問した場合 ※2 准看護師が訪問した場合
特別管理加算（Ⅰ）	※3 ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理、 ②気管カニューレの使用、留置カテーテルの使用
特別管理加算（Ⅱ）	※4 ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理 ②人工肛門、人工膀胱の設置 ③真皮を越える褥瘡 ④週3日以上点滴注射（介護保険） ⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者（医療保険）
長時間訪問看護加算 長時間精神科訪問看護加算	※5 ①15歳未満の超重症児・準超重症児 ②特別な管理を必要とする利用者 ③特別訪問看護指示書に係わる訪問看護を受けている利用者
複数名訪問看護加算	※6 ①末期の悪性腫瘍、神経難病等 ②*特別管理加算の対象者 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる ⑤身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる ⑥その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる *末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症 パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤール）の重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る） 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー 脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群 頸髄損傷／人工呼吸器を使用している状態／特別管理指導加算の対象者 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者